

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省

No. 112 MEF. BK

プノンペン、2008年2月15日

担保提供に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

税関は、関税法第41条に定めるところにより、関税又は公課の支払を保証するため、又は、申告者又は当該責任を有する者が通関手続又はその他の法の規定に従って負う義務の履行を確実にするため、担保の提供を命ずることができる。

第2条

担保提供は、次に掲げる場合に命ずることができる。

- 関税及び公課の支払前に税関から貨物を引き取る場合
- 通過形態の場合で、関税領域内で、又は関税領域を通過して、貨物を移動する場合
- 公認通関業者、保税倉庫管理者、一時保管施設管理者
- 貨物の一時的輸出入
- 不服審査決定がなされる前の貨物の引取り、仮差押品の引取り
- その他、税関が必要と認める場合

第3条

担保は、次に掲げる形態とする。

- － 現金又は銀行小切手
- － 銀行、保険会社、政府機関等の保証人が提供する保証状または有価証券、並びに関税消費税局長が認めるその他の形態の担保

第4条

この省令に基づき提供された担保は、一回または継続して使用することができる。継続的担保とは、次に掲げる二通りの使用法が可能な形態で提供された担保をいう。

- － 担保金額は、残高がゼロになるまで、関税及び公課を毎回差し引いていく。
- － 担保金額は、期間の定めなく同一金額を維持し、輸入関税及び公課の毎回の支払は差し引かれない。このように、この担保は、常備保証として機能し、公認通関業者、保税倉庫管理者、一時保管施設管理者のような継続的業務のために使用される。また、税関から引き取られていない貨物の移動、関税及び公課が保留されている通関手続の場合にも使用される。

第5条

それぞれの状況で必要とされる担保の金額は、未払いの関税及び公課の支払額を満たすに十分な金額とする。但し、関税消費税局長は、税関で良い評判を得ている者、担保手続を恒常的に利用しかつ信頼性が高い利用者については、低い金額での担保を受け入れることができる。担保金額は、税関によって監視されなければならない、必要に応じて調整される。

第6条

関税消費税局長は、カンボジア王国政府機関または義務の履行について問題ない機関が行う業務のための担保の場合、又は、失う可能性のある歳入金額が非常に低い場合は、担保提供義務を免除することができる。

第7条

貨物の輸出または再輸出を保証するために提供された担保の場合、関税消費税局長は、当該貨物が輸出されたことを証明する書類が提出された時点で、担保を解除することができる。証明する書類とは、カンボジア税関によって証明済の輸出税関申告書、当該貨物を輸入した国からの証明済輸入税関申告書等である。必要に応じ、関税消費税局長は、上記以外の書類であっても、輸送関係書類、当該貨物が輸入された国の職員による証明書等を、輸出を証明する書類として受理することができる。

第8条

担保を提供した条件が満たされない場合：

- － 担保が現金又は証明済小切手の場合、税関は、未払いの関税及び公課の額を満たすに足る金額の担保を留保する。

- － 担保が保証人保証状又は銀行保証の場合、税関は、本人に対して穏当な徴収請求を行わなければならない。これが成功しなかった場合は、税関は、保証状発行者または関係銀行に未払いの関税及び公課と等しい金額の支払い請求を提示する。この請求のコピーは本人にも提供される。
- － その他の形態の担保の場合、未払いの関税及び公課の金額を本人が直ちに支払わなければならない。本人が支払うことができない場合、税関は、保証人に未払いの関税及び公課の金額の支払を要求しなければならない。

第 9 条

税関は、関税及び公課の支払等、担保が提供された理由となっている義務が履行されたと担当税関職員が認めたときは、遅滞なく、提供された担保を解除しなければならない。

第 10 条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第 11 条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第 11 条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、
正確を期すためには 原文をご参照ください。